

公 告

令和7年度 川辺川ダム砂防事務所管内における災害時等応急対策 業務（地質調査・調査測量・設計等）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。
令和7年1月17日

国土交通省九州地方整備局
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、主に川辺川ダム砂防事務所が管轄する事業区域において、大規模災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に迅速で的確な災害対応を行うため、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災施設の早期復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 業務実施場所

川辺川ダム砂防事務所が直轄管理を行う区間（八代市泉町、相良村、五木村）及び直轄管理区間を含む土砂災害防止法に基づく緊急調査を行う1市8町村（八代市泉町、相良村、五木村、錦町、多良木町、湯前町、水上村、山江村、あさぎり町）を主な履行場所とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において出動を要請する場合がある。

(3) 業務内容

想定される業務内容は主に下記であるが、本基本協定締結業者が可能な範囲とする。

- ①現地踏査及び現地測量、写真撮影等業務
- ②図面及び災害申請資料等の資料作成業務
- ③有人機または無人機による航空写真撮影、各種調査業務
- ④有人機による物資（機材、車両等）の輸送
- ⑤航空レーザー測量、地形判読等業務
- ⑥地質調査、斜面解析、地すべり判定業務
- ⑦災害復旧の設計検討業務（河川、道路、砂防）
- ⑧人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析
- ⑨小型水位観測ブイの運搬・ヘリまたは無人航空機による設置及び運営・検討

(4) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(5) 本基本協定締結業者の選定については、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、対応可能な最適実施業者を選定し、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格、または、令和7・8年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格、または、令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること又は申請中であること。
なお、令和7年4月1日時点において認定を受けていない者もしくは協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とする。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から協定締結時までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。ただし、業務内容「⑨小型水位観測ブイの運搬・へりまたは無人航空機による設置及び運営・検討」については、日本国内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (7) 平成26年度以降公告日までに完了した業務において、熊本県内における国・県・機構等・市町村が発注した公共事業に関する、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は川辺川ダム砂防事務所発注の業務を優先的に評価する。
- (8) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、九州本土内に在勤であること。なお、業務内容「④有人機による物資（機材、車両等）の輸送」については日本国内とする。
- ① 以下のア) またはイ) のいずれかの資格を保有すること。
ア) 技術士（総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門〔選択科目；地質〕）、又はR C C M（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）を有する者が1名以上。
イ) 測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

電話 : 0966-23-3174 (代) (内線322、323)

FAX : 0966-22-1293

国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 砂防工事課 工務係

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年1月20日(月)から令和7年2月14日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 砂防工事課 工務係
- ③ 交付方法 : ①直接受け取り(事務所来所)
直接交付を希望する希望者は交付期間内に事務所へ来所した際に電子媒体(CD等)で交付する。
②郵送
郵送の希望者は(1)に事前に連絡した上で交付期間内に住所、氏名等の必要事項を記載した返信用封筒等(切手添付であるもの又は宅急便の着払い伝票を同封したもの)を送付すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和7年1月20日(月)から令和7年2月14日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記4.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。